

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則（規則六―二七）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「職員（以下「再任用学校職員」を「学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「なつた」を「なつた」に改め、「。以下「育児短時間勤務学校職員等」という」を削り、「あつては」を「あつては」に改め、「（以下「算出率」という。）」を削り、同条第三項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、その額」及び「育児短時間勤務学校職員等にあつては、その額に算出率をそれぞれ」を削り、「額」を「額」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける学校職員の支給額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用学校職員に関する経過措置）

2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員をいう。）（暫定再任用短時間勤務学校職員（同法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対する改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員をいう。）とみなして、改正後の第二条第二項及び第三項の規定を適用する。